

社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会

令和7年度事業計画

目 次

はじめに	1
基本方針	
基本目標 1	2
いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、一人ひとりに寄り添った支援を進めます	
基本目標 2	1 1
誰もが暮らしやすい地域づくりを進めます	
基本目標 3	2 3
職員の資質向上、魅力ある組織づくり、持続可能な財政基盤づくりを進めます	

はじめに

令和6年は、元日に発生した能登半島地震や、9月の能登半島豪雨災害、さらには8月に日向灘を震源とする地震に伴い南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されるなど、例年以上に自然災害が多く発生した年となりました。更に、年明け1月13日には、日向灘でマグニチュード6.4の地震が発生し、昨年8月に続いて二度目となる臨時情報が発表されました。本会では、能登半島地震に際して職員を2人派遣し、微力ながら復旧支援に尽力しました。また、本市で災害が発生した際に備え、広島県社会福祉協議会の協力を得て、地域の自主防災組織やボランティアグループの方々にも参加いただき、被災者生活サポートボランティアセンター運営者養成研修を実施しました。

一方、国においては、令和2年改正社会福祉法附則第2条に基づき、施行5年後の見直しに向けて、包括的支援体制整備の在り方等について検討が進められています。地域生活課題が複雑化・複合化する中、連携・協力の場として社会福祉協議会に寄せられる期待はますます高まっています。また、一昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、社会は日常を取り戻しつつありますが、生活福祉資金(コロナ特例貸付)の償還対応など、コロナ禍の爪痕が依然と残っています。

こうした状況下、廿日市市社会福祉協議会では、地域における助け合いの機能の維持・強化として、廿日市市が推進する生活支援体制整備事業や重層的支援体制整備事業、さらに権利擁護や成年後見制度利用促進に係る事業などに取り組んでいます。これに加え、新たに市民後見人の養成や「はつかいちひきこもり支援ステーション(はつステ)」の開設を通じて、「新しい支え合い」のしくみづくりを目指し、支え合える地域社会づくりに取り組んでいます。しかし、コロナ禍や物価高騰の影響で依然として厳しい状況に置かれる方々も少なくなく、コロナ禍において深刻化した「社会的孤立」の問題は、地域福祉の最重要課題の一つとなっています。地域福祉の推進を掲げる社会福祉協議会にとって、その役割が問われる重要な局面です。

この実践にあたっては、時代の変化や住民ニーズの移り変わりを迅速に把握し、それに対応できる経営が求められるほか、これまでの取組みの見直しや新たな事業の創出、さらに職員の働き方改革も急務となっています。

これらの課題に対応するため、第3期廿日市市地域福祉活動計画および廿日市市社会福祉協議会第2次中期経営計画について中間評価および見直しを行い、改訂後の計画に基づいて事業を推進しています。令和7年度は、見直し後の地域福祉活動計画および中期経営計画の最終年度であることから、目標達成に向け、より一層「社協らしい仕事」を実現する意識の向上と体制の整備に取り組んでまいります。また、ノーコードアプリの活用や会議録作成へのAIの導入なども視野に入れ、業務手順の改善を図り、これまで以上に組織内連携を強化して業務の効率化と効果性の向上に努めていきます。併せて、第4期地域福祉活動計画および第3次中期経営計画の策定に取り組むこととしています。

基本方針

令和7年度は、活動計画及び経営計画で示す推進及び目標事項がスムーズに取り組めるよう、次の3つを基本目標に設定し、現在行なっている事業の改善を図りながら、継続して取り組みます。

【基本目標】

- 1 いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、一人ひとりに寄り添った支援を進めます
- 2 誰もが暮らしやすい地域づくりを進めます
- 3 職員の資質向上、魅力ある組織づくり、持続可能な財政基盤づくりを進めます

基本目標 1

いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、一人ひとりに寄り添った支援を進めます

経済情勢の悪化により物価の高騰が止まらず、そのスピードに賃上げが追い付かない状況であることから、生活困窮者や多くの人々が景気の回復を実感できない状況が続いています。

さらに高齢者の単独世帯や低所得世帯の増加、社会的孤立、虐待、8050問題、ダブルケアなど、福祉ニーズが複雑化、複合化してきており、これまでの関わり方では課題に対応できない場合が増えています。

このような中、本会ではだれもが、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、一人ひとりに寄り添った支援を進めるための事業を実施します。

高齢者、障がい者、生活困窮者など必要な福祉の支援につながない人が相談できるよう、本会の相談業務内容を広く周知し、その機能を発揮するとともに、相談者には丁寧な伴走支援を行ないます。必要な専門機関と連携し、課題解決について考え、個別支援と地域支援が一体的に関わる視点を大切にして取り組んでいきます。

令和7年度は、地域福祉活動計画推進期間の最終年度となるため、次期の事業推進に向けた計画策定の年度となります。現計画の評価、見直しを進めつつ、向こう5年間の本会の目指す姿や具体的行動計画を取りまとめます。

また、地域共生社会の実現に向けて、必要な人が必要な時に権利擁護支援を適切に受けられるよう本会の果たすべき役割を確認し、市民後見人の育成や新たな権利擁護のしくみの構築を、関係機関と協議しながら計画的に進めます。

この基本目標に向けて実施する事業は次のとおりです。

事業名		第3期廿日市地域福祉活動計画との関連性	予算額 (千円)	財源			
				自 主	補 助	委 託	そ 他
1	重 生活困窮者自立相談支援事業	活動方針Ⅱ／推進事項1 活動方針Ⅳ／推進事項3	25,159	○		○	
2	生活困窮者家計改善支援事業	活動方針Ⅱ／推進事項1 活動方針Ⅱ／推進事項2	10,131			○	
3	重 ひきこもり支援事業	活動方針Ⅲ／推進事項1 活動方針Ⅲ／推進事項2	7,853			○	
4	生活福祉資金貸付事業	活動方針Ⅱ／推進事項1	15,105			○	
5	緊急生活安定資金貸付事業	活動方針Ⅱ／推進事項1	1,500	○			
6	母子父子自立支援プログラム策定事業	活動方針Ⅱ／推進事項1 活動方針Ⅲ／推進事項1	431			○	
7	福祉サービス利用援助事業「かけはし」	活動方針Ⅱ／推進事項1 活動方針Ⅱ／推進事項2	12,525	○		○	
8	法人後見事業	活動方針Ⅱ／推進事項1 活動方針Ⅱ／推進事項2	3,120	○			
9	重 成年後見利用促進センター事業	活動方針Ⅱ／推進事項1	14,988			○	
10	参加支援事業	活動方針Ⅲ／推進事項1 活動方針Ⅲ／推進事項2	9,904			○	
11	情報支援事業	活動方針Ⅰ／推進事項1	4,466			○	

12	障がい児者福祉推進事業	活動方針Ⅰ／推進事項1 活動方針Ⅰ／推進事項2	445	○			
13	福祉総合相談事業	活動方針Ⅱ／推進事項1	1,647			○	
14	ファミリー・サポート・センター事業	活動方針Ⅰ／推進事項1	9,489			○	
15	福祉車両貸出事業	活動方針Ⅰ／推進事項1 活動方針Ⅲ／推進事項1	5,047			○	
16	障がい児者指定居宅等介護事業	活動方針Ⅰ／推進事項1	23,145	○			
17	(佐)認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	活動方針Ⅲ／推進事項1	440			○	○
18	(吉)障がい者社会参加促進事業	活動方針Ⅲ／推進事項1	1,621			○	○

各事業の詳細については、次のとおりです。

1 生活困窮者自立相談支援事業	
目 的	生活困窮者の自立に向けて、生活困窮者及び生活困窮者の家族や関係者からの相談に応じ、個々人の状態に合った支援プランを作成し、必要なサービスや制度等につなぐとともに、寄り添いながら支援を進める。
実 施 内 容	(1) 生活と就労に関する支援員(三職種：主任相談支援員、相談支援員、就労支援員)を配置し、生活困窮者の経済的自立の支援 (2) 経済的な自立の見通しが立ちにくい相談者の生活保護制度へのつながりや、生活保護から自立する人への生活支援 (3) 就労準備支援事業および認定就労訓練事業と連携した受入企業開拓を含めた中間的就労のしくみづくり (4) 住居確保給付金(家賃補助および初期費用補助)の申請受付 (5) 住宅確保要配慮者に対する支援体制(廿日市市居住支援協議会や不動産事業者等との連携体制など)の構築 (6) 生活困窮から自立を目指す相談者が地域で孤立しないための社会資源との連携 (7) 緊急支援物資(フードバンク)に関する提供体制の構築
重 点 事 項	(1) 生活困窮者自立支援法等の一部改正の趣旨・内容を理解し(各種研修等の受講も含む)、適切な対応をしていく。 (2) 上記に伴う、住居確保給付金の拡充により、該当する相談者には適切な制度利用によって、自立につなげる。

2 生活困窮者家計改善支援事業	
目 的	家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出したうえで、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する。
実 施 内 容	(1) 家計の現状を理解してもらう支援 (2) 行政窓口に同行し、給付制度の利用や税金、公共料金等の滞納を解消する支援 (3) 法律相談に同行し、借金や家賃滞納など債務に関する支援 (4) 生活の健全化を図るために必要な貸付をあっせんする支援 (5) 相談者自身が家計を管理できるようにする支援

重点事項	(1) グリーンコープ(家計再生事業)と連携して、家計改善に取り組む。 (2) 内部を含む各種研修で家計に関する知識を習得し、相談支援力の向上を目指す。
------	---

3 重 ひきこもり支援事業

目的	さまざまな事情で家から出ることが難しい人、また、その家族が社会から孤立することを防ぐため、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指す。
実施内容	(1) 相談窓口および訪問での相談支援 ア ひきこもり支援コーディネーターの配置 イ ひきこもり支援の入り口として各地域の福祉相談窓口と連携できる体制の構築 ウ 相談窓口の広報、周知 (2) 居場所づくり ア 当事者のフリースペースの運営 イ スポーツ体験会の企画実施(年4回) ウ ボードゲーム体験会の企画実施(月1回) (3) ネットワークづくり ア 重層的支援体制整備事業における相談支援ネットワーク会議との連携 イ 支援会議への出席 ウ 重層的支援会議への出席 エ こころの健康づくり委員会との連携 (4) 家族会・個別相談会の開催 ア 家族会の運営(隔月1回/偶数月) イ 個別相談会の運営(隔月1回/奇数月) (5) 住民向け講演会・研修会の開催 講演会、研修会、講座の実施(年3回)
重点事項	(1) 新規相談の把握 ひきこもり相談窓口のパンフレット等による周知を行い、新規相談につなげる。 (2) 相談者への支援の継続 定期的な面談等、相談者に寄り添って伴走支援を行う。 (3) 他機関と連携した支援体制の構築 ひきこもり支援連携会議や相談支援ネットワーク会議を活用し、廿日市市内および近郊のひきこもりに関わる専門職等と連携して支援する。

4 生活福祉資金貸付事業

目的	収入が少なく、他の方法によっても日常生活を送る上で一時的に必要な資金が確保できない世帯に対し、経済的自立の促進及び生活意欲の向上を図り、生活の自立と安定に向けて、資金貸付と必要な相談援助を行う。 また、生活福祉資金特例貸付(コロナ特例)を利用した人の中で、現在も日常生活全般に困難を抱えている人に継続的な相談支援を行い、経済的自立及び生活意欲の向上、社会参加の促進を図りながら、必要に応じて就労支援、家計改善支援事業を利用し、世帯の生活が安定するよう支援(フォローアップ支援)する。
実施内容	(1) 生活福祉資金貸付の相談援助・償還計画の作成・申込受付 (2) 滞納者に対する継続的な相談援助・償還指導の実施 (3) 生活福祉資金特例貸付(コロナ特例)の借受人への償還免除・猶予に関する相談対応や自立相談支援機関や他の関係機関と連携してのフォローアップ支援
重点事項	償還に関する相談で、丁寧な相談対応と自立相談支援機関や他の関係機関と連携し、世帯の生活が安定するよう支援する。

5 緊急生活安定資金貸付事業	
目 的	生活困窮の状態にある人の経済的自立及び生活の安定を目指すため、緊急的かつ一時的な資金貸付と必要な相談援助を行う。
実 施 内 容	(1) 緊急生活安定資金の相談援助と償還計画の作成 (2) 継続的な相談援助と償還指導の実施

6 母子父子自立支援プログラム策定事業	
目 的	自立に向けて意欲的に取組む、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的とした、住宅支援資金または自立支援教育訓練給付金の申請に必要な、母子父子自立支援プログラムを策定する。
実 施 内 容	(1) 生活状況、就業への意欲、資格取得への取組み等の把握 (2) 個々のケースに応じた自立支援プログラムの策定 (3) プログラムに沿った支援状況のフォロー、就労につながるまでの関り (4) 自立後の生活状況や再支援の必要性を確認するためのアフターケア (5) 新規申込者の受付及び説明記録の管理 (6) ハローワークからの情報収集、同行支援等 (7) 該当者への求人情報送付 (8) 各々の自立支援プログラムの経過記録入力 (9) 母子父子自立支援プログラム進行管理表作成 (10) 児童扶養手当現況届送付に合わせた継続意向調査

7 福祉サービス利用援助事業「かけはし」	
目 的	認知症や障がい等により判断能力の低下がみられる人が、地域で安心した生活を送ることができるよう本人の主体性を大切にしながら支援する。
実 施 内 容	(1) 利用者に提供するサービス ア 相談(初期相談、契約、支援計画の作成など) イ 利用申請の受付と判断能力等の評価・判定 ウ 支援計画の作成／契約の締結 エ 福祉サービスの利用支援・日常的な金銭管理・書類等の預り (2) 支援体制の推進 ア 初期相談体制の確保 イ 生活支援員の委嘱や研修 ウ 全国社会福祉協議会・広島県社会福祉協議会が実施する各種研修への参加 エ 新規ケース会議及び利用調整会議等の開催(随時) オ かけはし事業について市民及び関係機関への理解促進・啓発活動 カ 係内会議(廿日市：月1回) キ 事業担当者会議(年2回) ク かけはし契約準備中の人へのサポート ケ 成年後見利用促進センターとの連携・協働(市民後見人育成との連携など)

8 法人後見事業	
目 的	本会が成年後見人、保佐人もしくは補助人を担うことにより、成年被後見人、被保佐人又は被補助人を保護、支援し、誰もが安心して日常生活を送ることができる地域づくりに取り組む。
実 施 内 容	(1) 利用者に提供するサービス ア 成年後見制度に関する相談

	イ 身上保護に関する支援 ウ 財産管理に関する支援 エ その他、後見事業に必要な支援(支援体制の構築、広報活動、後見支援員育成等) (2) 支援体制の推進 ア 受任者への支援 イ 廿日市市権利擁護支援地域連携ネットワーク推進会議で、法人後見事業の年度実績等を報告 ウ 後見支援会議の開催 新規ケース対応や、受任後の対応等についての審議、随時開催 エ 後見支援員養成研修の実施 現在活動中のかけはし生活支援員や市民後見人養成講座修了者を対象に開催(年1回程度) オ 権利擁護係内職員勉強会の開催 運営体制強化のため、権利擁護係内会議等を活用し、後見実務に関する勉強会の実施、ケース検討や関連マニュアル等の整備 カ 地域及び関係機関への広報 キ 相談対応、申立支援 ク かけはし利用者の後見等への移行 成年後見制度の利用が適切な契約者の速やかな移行 ケ 上記移行や受任について、成年後見利用促進センターとの連携や地域連携ネットワークの機能を必要に応じて活用 コ 受任調整会議で、成年後見制度市長申立対応等の受任検討
--	---

9 重 成年後見利用促進センター事業

目 的	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人の権利を尊重し擁護することにより、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図る。
実 施 内 容	(1) 地域連携ネットワークの整備、中核機関の運営 ア 廿日市市権利擁護支援地域連携ネットワーク推進会議の開催(年3回定例会) イ 中核機関の運営 廿日市市成年後見利用促進センターの運営 (2) 成年後見制度の利用促進、中核機関の機能強化 ア 広報機能 (ア) セミナーの開催 制度の周知、正しい制度理解、意識啓発のためのセミナーの開催(年1回程度) (イ) 出前講座 サロン等への出前講座や民児協、当事者団体、職能団体等との勉強会(随時) (ウ) 広報活動 チラシ作成やホームページへの掲載、ハンドブックの作成等による広報 イ 相談機能 (ア) 専門相談会の開催 司法書士、社会福祉士等による成年後見制度に関する相談会の開催(年6回程度) (イ) 相談支援機関からの相談対応、相談体制整備 (ウ) ケース会議への職員派遣(要望にそって随時対応) (エ) 後見人等(専門職、親族)からの相談対応、相談体制整備 ウ 利用促進機能 (ア) 親族申立ての支援 手続きの支援、必要に応じて専門職につなげる (イ) 受任調整機能の運営 受任調整会議の開催(随時)

	(ウ) 市民後見人候補者バンク登録者へのフォローアップ 座学、訪問研修等、活動機会の確保(全6回の計画) (エ) 市民後見人のサポート体制の整備 専門職への相談体制の整備(アドバイザー契約) エ 後見人支援機能 (ア) 親族後見相談会の実施(イ(ア)専門相談会と兼ねる) (イ) 後見人等の相談窓口、支援体制の検討 (ウ) 市民後見人へのサポート体制の整備(再) (3) 緊急事務管理事業の運営、実施
重点事項	(1) 市民後見人候補者バンク登録者のフォローアップと活動の創出：全6回の計画でフォローアップ研修を実施する。また、かけはし事業及び法人後見事業の支援員活動を促し、担い手確保と質の向上を図る。併せて、権利擁護支援が必要な市民等へのサポート活動について、本会の既存事業への参画を通して創出していく。 (2) 緊急事務管理事業の運営体制を整備する。

10 参加支援事業

目的	廿日市市における重層的支援体制整備事業の一環として、複雑化、複合化した課題を抱える個人や世帯の既存の制度・サービスでは対応できないニーズに対して、地域の社会資源などを活用することで、社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。
実施内容	(1) 複雑化、複合化した課題を抱えた利用者のニーズを把握し、支援メニューとのマッチング (2) 参加支援事業への協力団体を開拓するなど、新たな社会資源の開発 (3) 相談支援ネットワーク会議、重層的支援会議への参加 (4) 就労準備支援事業との情報共有及び連携

11 情報支援事業

目的	視覚・聴覚障がい者が情報支援を受けることによって、社会参加の機会を広げる。また、地域の受け入れ体制の整備に努める。
実施内容	(1) 奉仕員養成講座及びフォローアップ研修、連絡会の実施 ア 要約筆記奉仕員養成講座(全5回) イ 音訳奉仕員フォローアップ研修の開催(年1回) ウ 音訳奉仕員との意見・情報交換を行う連絡会の開催(年6回) エ 点訳ボランティア養成講座(点訳クラブあいと協議し開催) オ 手話通訳者フォローアップ研修(年1回) (2) 視覚障がい者ヘデイジー図書、点訳本による情報提供 広報はつかいち、市議会だより、あいとぴあ、さくらびあ物語等の音訳、点訳 (3) 要約筆記奉仕員の団体への派遣調整

12 障がい児者福祉推進事業

目的	障がいのある人たちが豊かな地域生活を送ることができるよう、ボランティアや地域住民との出会いの場をつくり、社会参加を促進するとともに、障がいに対する理解がある地域づくりを進める。
実施内容	廿 (1) 学びの場の提供 地域住民を対象に、啓発講座や障がい児者を支えるボランティアの養成講座の開催(年1回) (2) 当事者及び家族の支援 ア 学習会の開催(年1回)

		イ 社協広報紙「あいとぴあ」等に掲載することで当事者活動の見える化を図る (3) 関係機関(はつかいち福祉ねっと等)との連携 (4) 福祉活動費の助成
	佐	(1) 当事者団体等の支援 ア 精神保健福祉サロン「ちゅうりっぷの会」の支援 イ 佐伯地域精神障がい者家族会「こぶし会」の支援 ウ 機能訓練会「あけぼの会」の支援 エ よしわ・さいき障がい児と親の会「みかん」の支援 (2) 心の健康や障がいのある人への理解を促進する啓発活動 ア 障がい者福祉講座の企画 イ 手話・点字などの技術講座の企画
	吉	(1) 廿日市市障害者福祉協会吉和支部の活動、事務支援 事務局として、行事のサポートや事務支援
	大	(1) 当事者活動の支援 ハーモニーOB、OG会(当事者の会)の活動支援 (2) 障がいのある子どもをもつ親の会の支援 ア 「おしゃべり会」の開催(年11回) イ 未就学児及び就学児を対象とした学習会の開催(年1回) ウ 個別相談会の開催(年1回) (3) 大野障がい者団体連絡協議会の活動支援 ア 会議への参加 イ 施設関係者の勉強会(年1回) (4) 当事者、家族、事業所、関係団体等誰もが参加できる勉強会の開催(年5回) (5) 精神保健福祉(ボランティア)講座の企画開催(年1回)
	宮	(1) 当事者活動の支援やその家族への支援 ア 他事務所が障がい児者の事業を計画した際に、当事者の参加やボランティアについて、宮島学園や老人クラブなどとの事前調整 イ ボランティア活動を通じ、障がいに対する理解の醸成 (2) ボランティア養成 精神保健福祉(ボランティア)講座の企画開催(年1回) (3) 廿日市市障害者福祉協会宮島支部の活動支援 事務局として会員の活動支援
重点事項	佐	児童館と協働で子ども向けの福祉(手話・点字)講座を実施する。

13 福祉総合相談事業

目的	地域住民の抱える各種の問題について広く相談に応じ、その問題解決を図るために、医療・福祉・行政機関等と連携して問題解決に取り組む。あわせて、相談者のニーズに応じた各種事業の実施や地域ニーズに見合った福祉サービスの創設につなげる。
実施内容	(1) 各種相談の実施 ア 福祉総合相談 平日毎日(9:00~17:00) イ 心配ごと相談 廿:毎週水・金 佐:毎週火 吉:毎月第2・4月 大:毎週木(第3は東市民センター) 宮:毎月第1・3月(13:00~16:00) ウ 司法書士法律相談 廿:第2木、年8回 佐:第2水、年2回 大:第2水、年2回(13:00~16:00) エ 認知症介護相談 廿:第1火(13:30~15:30)大:第4火(13:00~16:00) オ 不登校相談 廿:第4火(11:00~12:00、13:00~15:00) (2) 心配ごと相談員研修会 ア 研修会 全域:年1回

	イ ケース検討 廿：年4回 (3) 相談窓口の周知 心配ごと相談のチラシ作成 (4) 相談内容等の分析
重点事項	佐 佐伯地域広報紙「ひまわり日和」での事業周知や相談員(女性相談員)の表記や相談のテーマ(就活・相続・登記・行政等)を設けて開催する。 吉 吉和地域広報紙「ぬくもり」や防災無線で事業周知を行う。

14 ファミリー・サポート・センター事業

目 的	地域の中で顔見知りや知り合いを増やし、困ったときの助け合いが気軽にできるようになることを目指す。
実施内容	(1) サポートの調整 育児や家事などの援助を行いたい人(提供会員)と援助を受けたい人(依頼会員)の調整 (2) センター運営事業 ア 相談受付 イ 会員登録・管理 ウ 活動報告の管理 エ 担当者会議(年3回) (3) 研修の企画・実施 ア 活動を安心安全に行うため、提供会員への研修会の開催(年2回) イ 研修の周知(提供会員・両方会員・依頼会員・ボランティア活動に興味関心のある人など) (4) 活動の周知 ア ファミサポだよりの発行(年2回) イ 社協広報紙「あいとぴあ」への掲載 ウ 地域の集いの場等での周知、サポートの相談 エ 関係機関へチラシの配布
重点事項	佐 佐伯地域の提供会員及び支援員の合同研修・交流会を開催し、視野を広げ活動の幅を広げてもらう(年1回)。

15 福祉車両貸出事業

目 的	身体上の障がいなどによって、移動手段が一般車両では困難な人に対して移動の支援を目的とし、福祉車両を貸し出す。
実施内容	(1) 市の運行要綱に沿った事業推進と利用者の公平な利用の促進 (2) 依頼時の運転ボランティアと利用者のコーディネート (3) 日々の利用後の車両点検と定期的なメンテナンス (4) サロン、集いの場、広報紙「あいとぴあ」での事業の周知

16 障がい児者指定居宅等介護事業

目 的	障がい児者が地域で安心して生活できることを目的とし、自立の支援を行う。
実施内容	(1) 在宅の障がい児者にヘルパー派遣 ア 自宅での支援(身体介護・家事支援・重度訪問介護) イ 通院介助 ウ 行動援護 エ 移動支援 (2) 虐待防止委員会の開催 (3) ヘルパーの研修実施

	ア 虐待防止に関する研修 イ 救命講習 ウ スキルアップのための勉強会 エ 強度行動障害支援者養成研修
重点事項	ヘルパー賃金のベースアップを計り、ヘルパー増員に繋げる。

17 (佐)認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

目的	在宅の支援を要する認知症高齢者及びその家族などの生活の質の向上を図り、安らぎのある時間を提供するとともに介護をされている人の介護負担を軽減する。
実施内容	(1) 相談受付 (2) 事前訪問 利用者宅を訪問し、事業説明、アセスメントの実施 (3) 支援調整 利用者宅にやすらぎ支援員(2人1組)を派遣 (4) やすらぎ支援員の研修・交流会を実施(年1回) (5) 事業周知 地域包括支援センターとの情報共有、佐伯地域広報紙「ひまわり日和」掲載、諸会議等で事業周知

18 (吉)障がい者社会参加促進事業

目的	障がい者の就労施設がない吉和地域において、障がい者の行き場の提供、在宅で暮らす障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、ボランティアや吉和小中学校の児童生徒との交流を図り、障がい者に対する理解と障がい者福祉を増進する。
実施内容	(1) 障がい者の行き場の提供 ア 知的障がい者生活訓練教室の開催(原則火曜日・年間35日) イ 食事づくり・モノづくり(折り紙等)・レクリエーション(ハンドベル・障がい者スポーツ等)の実施 (2) 障がい者スポーツをととして、交流と障がい者福祉の増進 ア 障がい者スポーツ教室の開催(開催日:8月下旬) イ 障がい者スポーツ指導員を招いて、障がい者スポーツの体験等 (3) 障がい者の自立と社会参加の促進 ア 障がい者地域社会交流事業(開催日:11月上旬) イ 日帰りのバスハイクの実施

基本目標 2

誰もが暮らしやすい地域づくりを進めます

コロナ禍や社会情勢の変動が人々に大きな変化をもたらし、住民の社会参加や地域活動、さらにボランティア活動や地域での支え合い・見守り活動、地域住民間の交流にも影響を及ぼしています。

孤独・孤立問題が、より顕在化、深刻化し、地域社会とのつながりの重要性が一層高まっており、人と人が支え合う「互助・共助」へ、これまで以上の積極的な取り組みが必要となっています。

本会は、住民参加を主体とした地域福祉活動を推進する団体として、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりのために、専門機関や地域にあるさまざまな社会資源と連携し「住民一人ひとりが主役の福祉のまちづくり」を目指し、生活課題を抱える人を地域でどう支えるか住民とともに考え、身近な地域活動を支援します。

廿日市地域では、「生活支援体制整備事業」を重点的に取り組みます。支援の必要な人の異変にできるだけ早く気づくことで、地域から孤立をなくし迅速かつ効果的な支援につなげるために、日ごろから支え合いができるよう、小地域の見守り活動を進めます。あわせて、「災害救援事業」にも取り組み、災害時には迅速に被災者の生活支援ができるよう平時から関係機関と顔の見える関係を構築し、マニュアルの整備や訓練等を実施します。

佐伯地域では、人口減少が進んでいく中でも、住民同士が気かけ合い、支え合うことによって、安心して暮らし続けられる地域となるよう、「おもいやりのまちづくり推進事業」を重点的に取り組みます。昨年度行なった小地域ごとのヒアリングをもとに、地域の実情に沿った支え合いのしくみづくりを支援していきます。

吉和地域では、人口減少、少子高齢化が進む中、誰もが安心して暮らし続けられるよう、「いきいき活動推進事業」を重点的に取り組みます。地域の課題やニーズの把握に努め、地域の中で解決できるよう支援するとともに、地域のつながりやふれあい、地域内外との交流を図り、生涯暮らし続けられる地域づくりを推進します。

大野地域では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住民主体の地域づくりを推進するため、引き続き「ふれあいのまちづくり推進事業」に取り組みます。大野地域の特性を活かしながら、地域福祉を推進する関係機関や団体との連携を強化し、現行の福祉サービスだけでは対応が難しい福祉ニーズに対して、地域内で解決できるしくみや新たな取り組みを創出していくことを目指します。この活動を通じて、地域全体の福祉力を高め、より暮らしやすい地域社会の実現を図ります。

宮島地域では、人口減少や高齢化が進む中、「高齢者自立支援事業」を重点的に取り組み、対象者の介護予防・健康増進に努めるとともに、ひとり暮らし高齢者の孤立感緩和や見守り活動を行い、住み慣れた宮島で安心して暮らせるよう各事業の推進に努めます。

この基本目標に向けて実施する事業は次のとおりです。

事業名		第3期廿日市市地域福祉活動計画との関連性	予算額 (千円)	財源			
				自 主	補 助	委 託	そ の 他
1	福祉人材育成事業	活動方針Ⅰ／推進事項1	544		○		○
2	地域のつどいの場立上げ支援事業	活動方針Ⅰ／推進事項2	988			○	
3	広報啓発事業	活動方針Ⅳ／推進事項3	4,636	○			○

4	重 災害救援事業	活動方針Ⅰ／推進事項Ⅰ	90				○
5	重 生活支援体制整備事業	活動方針Ⅰ／推進事項Ⅱ	37,403			○	
6	認知症高齢者等支援事業	活動方針Ⅰ／推進事項Ⅰ	4,543	○		○	○
7	地域のつどい・サロン支援事業	活動方針Ⅰ／推進事項Ⅱ 活動方針Ⅳ／推進事項Ⅱ	687	○			○
8	日本赤十字社活動資金募集協力事業	活動方針Ⅰ／推進事項Ⅰ	1,500			○	
9	共同募金運動協力事業	活動方針Ⅰ／推進事項Ⅰ	—				
10	(廿)ボランティアセンター活動推進事業	活動方針Ⅰ／推進事項Ⅰ	783	○			○
11	(廿)ささえあいのまちづくり推進事業	活動方針Ⅰ／推進事項Ⅰ 活動方針Ⅰ／推進事項Ⅱ	1,020	○			○
12	(佐)ボランティアセンター活動推進事業	活動方針Ⅰ／推進事項Ⅰ	318				○
13	重 (佐)おもいやりのまちづくり推進事業	活動方針Ⅰ／推進事項Ⅱ	1,043	○			
14	(吉)ボランティアセンター活動推進事業	活動方針Ⅰ／推進事項Ⅰ	55				○
15	重 (吉)いきいき活動推進事業	活動方針Ⅰ／推進事項Ⅱ	341	○			○
16	(吉)多機能サロン実施事業	活動方針Ⅰ／推進事項Ⅱ	260	○			○
17	(大)ボランティアセンター活動推進事業	活動方針Ⅰ／推進事項Ⅰ	483	○			○
18	重 (大)ふれあいのまちづくり推進事業	活動方針Ⅰ／推進事項Ⅰ 活動方針Ⅳ／推進事項Ⅰ	5,602	○			○
19	(大)高齢者等移送サービス事業	活動方針Ⅰ／推進事項Ⅰ	220				○
20	(宮)ボランティアセンター活動推進事業	活動方針Ⅰ／推進事項Ⅰ	70	○			○
21	(宮)福祉コミュニティ支援事業	活動方針Ⅰ／推進事項Ⅰ 活動方針Ⅰ／推進事項Ⅱ	92	○			○
22	重 (宮)高齢者自立支援事業	活動方針Ⅰ／推進事項Ⅰ 活動方針Ⅰ／推進事項Ⅱ	276	○			○

各事業の詳細については、次のとおりです。

1 福祉人材育成事業	
目 的	住民が安心して、福祉・介護のサービスを受けながら廿日市市で暮らしていくため、福祉・介護人材の確保、育成、定着に向けた取組みを関係機関と協働して推進する。
実施内容	(1) 廿日市市福祉・介護人材確保等総合支援協議会の運営 ア 福祉・介護人材確保協議会「代表者会議」の開催 イ 福祉・介護人材確保等総合支援協議会「社会福祉法人部会」の開催 (2) 人材マッチング・情報発信(イメージアップ) ア ハローワークと連携した取組み

	廿日市市 福祉・介護人材セミナーの参画(11月) (ハローワーク廿日市・廿日市高齢者ケアセンター・廿日市市共催) イ FMはつかいち「はつぴたいむ」の放送 毎月第3木曜日 毎月、福祉、介護の魅力を施設・事業所の職員等から発信 ウ 福祉のお仕事 出前講座 調整 将来の職業選択の一つとなるよう介護福祉士会と連携し、福祉の仕事の魅力を発信 (3) 職員の定着・育成 ア 施設職員相互研修 市内の福祉施設間の職員が他の施設で職場体験を実施 イ 「福祉・介護を元気にする会」との連携 (4) 社会福祉士養成校からの実習受け入れ
--	--

2 地域のつどいの場立上げ支援事業

目 的	高齢者対象の新規に立ち上がるふれあいサロンへ助成、助言などを行い、継続的に活動できるよう支援する。
実 施 内 容	(1) 高齢者を対象としたふれあいサロンの立上げ支援 ア サロン運営にかかる財政的な支援(3年間) 2,000円/回×開催回数(上限24,000円) ※初年度は立上げ支援として10,000円の追加加算有 イ 立上げの際に地域へ訪問し説明

3 広報啓発事業

目 的	市民の福祉に対する関心と意識を高めるため、広報紙やホームページなどを通じ、本会の取組みや福祉活動の紹介と市の福祉に関する情報を提供する。
実 施 内 容	(1) 社協広報紙「あいとぴあ」の発行(年6回) (2) 本会パンフレットの発行 地域福祉活動計画の策定に伴い令和8年度に向けてリニューアルする。 (3) ホームページの運営 (4) ソーシャルネットワークを利用した広報展開

4 災害救援事業

目 的	災害時に被災者に寄り添いながら生活再建に向けた支援を行う「被災者生活サポートボランティアセンター」をいち早く立ち上げ、円滑に運営するために「廿日市市被災者生活サポートボラネット」の機能を強化する。
実 施 内 容	(1) 廿日市市被災者生活サポートボラネットの運営 ア 推進会議の実施(年2回程度) イ 各マニュアル(事務局運営編、関係機関協働編)の改訂 ウ ボラネット構成団体、地域住民等を対象とした講演会、職員を対象としたシミュレーションの実施(年1回程度) エ メール試験送信の実施(年2回程度) (2) 広島県被災者生活サポートボラネットとの連携 ア 災害ボランティアの事前登録の周知 イ 広島県主催の事業担当者会議、研修への参加 ウ 災害発生時の協力(職員派遣、ボランティアバスの運行) (3) 他団体との連携 ア 広島さっそくネットの協力

	イ はつかいち福祉ねっと防災プロジェクトの参画 (4) 四市町社協(廿日市市社協、大竹市社協、安芸太田町社協、北広島町社協)との連携 ア 四市町社協連絡会議 イ 四市町社協との合同研修会の開催
重点事項	非常時に被災者生活サポートボランティアセンターを迅速に開設、運営ができるようマニュアルを改訂する。また、全職員による運営研修を行い、他機関主催の研修にも積極的に参加する。

5 生活支援体制整備事業

目的	地域で誰もが安心して生活し続けられる地域になることを目指し、見守り活動が進み、住民同士の生活支援活動等が生まれるような地域づくりを進める。
実施内容	廿 (1) 第1層域(廿日市市全域)での取組み ア 地域活動の担い手を養成する講座の開催 イ 地域づくりを進めるため、市・関係機関と連携 (ア) 日常生活圏域で健康福祉総務課、地域包括ケア推進課、地域包括支援センターとの戦略会議の開催 (イ) 委託者である地域包括ケア推進課から生活支援コーディネーター(ＳＣ)に対する日常生活圏域ごとのヒアリング実施による情報の共有、目的や方向性の明確化 (ウ) 地域包括支援センター主催の地域ケア会議等への参画 ウ 取組みの見せる化 (ア) 社協広報紙「あいとぴあ」、地域版広報紙及びホームページにＳＣの活動や地域の動きを掲載 (イ) アプリを活用し、地域の活動組織の機能評価、経過記録をデータで管理 エ 局内連携 (ア) ＳＣによる定例会議の開催 (イ) 地域福祉課及び生活支援課のつながる会議等で地域の動きの共有 (2) 第2層(廿日市地域)への働きかけ ア 「ささえあいのまちづくり情報交換会」の開催(年2回程度) イ 住民懇談会の開催(3箇所) (3) 第3層域への働きかけ ア 佐方 西・南ブロックのお茶の会の地元住民参加者増(年1～3人)を図り、定着を目指す イ 廿日市 自治会百歳体操の茶話会(年4回)に参加し地域課題を把握する。お互いに気に掛け合える関係づくりを支援する ウ 平良 コミュニティ、市民センター、民生委員児童委員協議会等と関係を構築し、「平良地区福祉をすすめる会」の主体性を高める。サロンへ訪問する(年10回) エ 原 原福祉部会定例会で気になる人マップを更新する。後畑出前サロンへ民生委員児童委員協議会と同行訪問し、生活課題を調査(年1回) オ 宮内 避難訓練を通じて、住民主体で見守り活動を進めていけるよう支援(年2回) カ 串戸 見守り活動組織の話し合いの場に参加(年4回) キ 宮園 地域活動組織への後方支援を通じて、生活課題を把握・共有(年5回) ク 四季が丘 サロン運営委員会に参加し地域課題を把握。課題解決に向けた話し合いへ参加(年6回)

	以上) ケ 地御前 地域組織や活動者を把握し、課題や住民意識及び解決策の有無が見える化 コ 阿品 (ア) 二丁目 避難行動要支援者と町内会長をつなぎ、緩やかな見守り体制の構築を目指して協議(年4回) (イ) 四丁目 住民に対し、課題を抱えた個別ケースをもとに地域課題への意識づけを働きかけるよう協議(年2回) サ 阿品台 地域住民の主体的な活動団体(サロンや子ども食堂等)代表者等の話し合いの場を設定(年1回)
佐	(1) 第3層域(コミュニティ単位)へのアプローチ ア 地区での協議の場に参画 イ 3層協議体の立ち上げ支援 ウ 各地区での計画の中での社協の役割の確認 (2) 第4層域(サロン・町内会単位)のアプローチ ア 令和6年度に実施したアセスメントを基に包括等と協議し、集いの場の立ち上げを支援 イ サロン担当者とともにサロンの再ヒアリングを実施
吉	(1) 第2層協議体の支援 「生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会」の開催支援 (2) 地域懇談会の開催 ア 地域の課題やニーズを把握するため、吉和地域全域を対象に7地区(集会所単位)での地域懇談会の開催 イ 「生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会」との協働開催 (3) 戸別訪問 地域懇談会に来られなかった人への戸別訪問
大	(1) 先進地事例等の研究(視察)を組み入れた、大野第2層協議体(大野地域福祉推進委員会)の積極的な推進 (2) 大野第2区、8区、9区、10区の協議の場の継続支援 ア 2区 地域福祉会議に参加 イ 8区 ふれあい福祉の会に参加 ウ 9区 第三層協議体推進会議に参加、自主活動グループの支援 エ 10区 サロン世話人会及びのぞみ会に参加 (3) 他の区の協議の場設置に向けた働きかけ
宮	(1) 協議体の支援 ア 第2層協議体の機能定着 (ア) 宮島地域コミュニティ推進協議会の生活環境福祉部会での地域福祉課題の解決に向けた多様な主体への協力依頼 (イ) サービスの周知やニーズとサービスのマッチングなどの取組み支援 イ 第3層協議体の機能定着 (ア) 宮島地域の福祉を考える会で宮島地域の福祉課題解決のための取組みについての協議・検討

		(1) 地域のニーズ(地域課題)把握 (2) 担い手の養成及び活動の場とのマッチング 地域福祉活動に必要な知識等を習得する研修の実施 (3) 活動団体の支援 地域の生活課題解決に資する住民活動への支援
重点事項	廿	住民主体による地域活動に積極的に参加し、住民同士のつながりや生活課題の把握につとめ、小地域による見守り活動を推進する。地域活動組織の機能充実を目指す。
	佐	高齢者の新たな参加の場の他機関連携を意識しながら創出する。
	吉	地域懇談会の開催や戸別訪問をすることにより、地域課題や共通ニーズを把握することで、必要に応じ当事者の交流や地域のつながりを増やす。
	大	住民主体の地域活動に積極的に参加し、地域のニーズ把握につとめると同時に、住民主体での解決につなげる。
	宮	課題の解決に向けて、先進地の活動を学ぶ機会や、ボランティア研修など、「地域でできること」を企画する。

6 認知症高齢者等支援事業

目的	認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできるまちにするため、認知症の正しい理解の普及啓発、ネットワーク形成、ツールを活用した支援を行う。
実施内容	(1) 見守り安心ネットワーク事業 ア はつかいち見守り安心ネットワーク事業 外出したまま戻れなくなり行方不明となった人を、公共機関やタクシー会社、コンビニエンスストア、医療機関、薬局、ボランティアなどのネットワーク協力機関が、連絡網を通して情報を伝達し、出来る限り早期に発見保護するシステムの運用 イ 廿日市市見守りシール交付事業登録した人が衣服などに見守り(二次元コード)シールを貼り、行方不明になった際、発見者が二次元コードを読み取ると、保護者へ発見通知メールが届くシステムの運用 ウ 位置検索性端末機貸与事業 位置検索性端末機(ココセコム)の利用申請受付、貸出 (2) 認知症サポーター等養成事業 ア 認知症サポーター養成講座等の講師役となる認知症キャラバン・メイトの活動支援 イ 認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座の開催 (3) 当事者団体の活動支援
重点事項	廿 市民センター単位での認知症サポーター養成講座の開催(3地区)

7 地域のつどい・サロン支援事業

目的	ふれあいサロンを通して、人と話す機会の増加、閉じこもり・孤立の防止、新しい人間関係の形成、安否確認、心配事・悩みの発見、いきがいへの貢献等に繋げる。地域住民にふれあいサロン等の社会参加を促し、地域福祉活動の関心を高め、地域福祉力の向上を支援する。
実施内容	廿 (1) サロン情報チェックシートの更新(年1回) (2) ふれあいサロンの立ち上げ支援(高齢者以外の障がい・子育てなど) ア サロン運営にかかる財政的な支援(3年間) 2,000円/回×開催回数(上限24,000円) ※初年度は立ち上げ支援として10,000円の追加加算有 イ 立ち上げの際に地域へ訪問し説明 (3) サロン世話人へ情報提供(随時) (4) レクリエーショングッズ貸出 (5) サロン世話人のための「おしゃべりサロン」開催(年4回)

	(6) サロン参加希望者の連絡調整、紹介 (7) サロン訪問
佐	(1) サロン連絡会議やミニ講座の開催 (2) ふれあいサロン「オルゴール」の開催(各会場月1回) 孤立を防ぐつながりづくりや介護予防を目的とした地域の集いの場を、玖島・友和・浅原の各市民センターで開催 (3) 出前サロンの開催 サロン未開催の小集落への出前サロンの開催と、地域の自主運営の移行を支援 (4) お茶の間サロン「花かご」の支援 (5) 地域のつとめ・サロン運営の支援及び新規立ち上げの支援 (6) 地域のふれあいサロン訪問 (7) ふれあいサロンの活動集の作成(年1回) (8) レクリエーショングッズの貸出 (9) 各サロンの活動状況を佐伯地域広報紙「ひまわり日和」等で発信
吉	(1) サロンの運営の後方支援(5か所) (2) レクリエーショングッズの貸出
大	(1) サロン世話人の勉強会の開催(年5回) (2) サロン世話人の交流会、情報交換会の開催(年1回) (3) サロンへの情報提供、及び相談 (4) レクリエーショングッズの貸出、整備等管理 (5) サロン立ち上げの支援助成(障がい者サロン・子育てサロン等) (6) サロン運営状況調査 (7) サロン情報冊子作成(レクリエーショングッズカタログ・サロン活動集)
宮	(1) サロン運営の後方支援 (2) レクリエーショングッズの貸出

8 日本赤十字社活動資金募集協力事業

目 的	日本赤十字社広島県支部廿日市市地区として、地域住民に「活動資金の協力により、赤十字の事業に参加する」という趣旨についての理解と事業の充実、発展に努める。
実 施 内 容	(1) 活動資金(会費)募集活動 目標達成のため、日赤事業の趣旨の周知活動を行い、活動資金協力の呼びかけ (2) 災害救援物資・見舞金交付対応 (3) 義援金、救援金募集事務 (4) 赤十字講習会の案内、更新手続き (5) 青少年赤十字加盟校登録事務、加盟促進 (6) 団体支援 (7) 災害救援用自動車の管理(廿日市) (8) 交付金精算事務(廿日市) (9) 作業服貸与管理(廿日市) (10) 会員台帳事務(廿日市) (11) 役職員報告、表彰事務(廿日市)

9 共同募金運動協力事業

目 的	地域住民が主体的に自分たちの地域を「持続可能な地域社会」にできる環境づくりを目的に、共同募金が民間福祉活動を支える重要な財源であるという趣旨を周知し、募金目標額の達成を支援する。
実 施 内 容	(1) 赤い羽根共同募金運動(10月1日～3月31日)の実施

	(2) 共同募金募集活動 ア 資材等の戸別配布 イ 法人・団体・学校等への募金運動の推進 ウ 地域福祉推進特別配分事業の普及 (3) 歳末たすけあい運動(12月1日～12月31日)の実施(佐伯・大野・宮島) (4) 地域テーマ募金の普及推進(1月1日～3月31日) (5) 地域福祉推進会議等でのPRの実施 ア 市内での街頭募金活動 イ 福祉まつり等のイベント募金活動 (6) 共同募金委員会運営委員会、審査委員会の開催
重点事項	廿 各助成団体に対して、共同募金活動への協力を要請し、目標額の達成を目指す。

10 (廿)ボランティアセンター活動推進事業

目的	福祉・ボランティアに関する普及啓発・情報発信を行う。市内の小中学校の福祉学習の機会を通じて、支援が必要な人に対するボランティアの意義や必要性を伝える。福祉への関心を高め、ボランティア活動に積極的に参加できる機会を作り、活動が活発に行われる地域づくりを推進する。
実施内容	(1) ボランティア調整・養成・活動啓発 ア 活動者の情報と活動場所の把握 イ 既存のボランティア団体の支援、新規ボランティア団体との連携 ウ ボランティア活動者と活動場所のフォロー (2) 福祉学習 ア 小中学校の福祉学習の相談、講師ボランティア調整、資器材の貸し出し イ 高校、大学との連携強化、福祉学習の展開支援 ウ ボランティア団体の福祉学習体験、事前・事後学習を支援 (3) ささえ愛ネットはつかいち廿日市支部の活動支援 (4) ボランティア活動保険等の取扱事務 (5) 企業の社会貢献活動への支援

11 (廿)ささえあいのまちづくり推進事業

目的	地域の福祉を推進する関係機関等と連携し、地域の中で解決できるよう、地域の支え合い活動を支援する。
実施内容	(1) 地域課題を協議する場への支援 ア コミュニティ単位での協議の場の立ち上げ支援助成 イ 協議の場への参画と助言 (2) 福祉団体への支援助成 (3) 地域の活動推進に必要な情報提供 廿日市地域広報紙「つながレター」の発行(奇数月発行) (4) 住民参加型の交流イベント「福祉まつり」の実施 ア 住民同士の支え合い活動の推進、地域活動の啓発 イ ボランティア活動の普及啓発、活動者を増やす ウ 福祉施設の周知・理解促進、福祉関係従事者の視野を広げる エ 福祉教育の取組みにつなげる オ 新たなつながりを創出する カ 地域で活動する団体へ参加を促す

12 (佐)ボランティアセンター活動推進事業	
目 的	福祉活動の担い手であるボランティアの活動を支援し、佐伯地域の小・中・高校生が取り組む福祉活動を支援する。
実施内容	(1) ボランティアの登録・相談・調整、保険加入業務 (2) ボランティア活動のきっかけづくりや養成講座の開催 (3) 小・中・高校生を対象にしたボランティア体験学習の開催 (4) 小学生を対象とした福祉教育(手話、点字等)体験学習の開催 (5) 佐伯ボランティアグループ連絡協議会「ひまわり会」の活動支援 (6) 佐伯クエスト(総合的な学習の事業)での高校生へのアドバイス (7) 福祉教育団体活動への支援 (8) ボランティア活動の周知 佐伯地域広報紙「ひまわり日和」発行(年6回)「花かご」パンフレット(年1回)
重点事項	小学生を対象とした体験学習を開催し、ボランティア活動への理解・関心を深める。

13 国 (佐)おもいやりのまちづくり推進事業	
目 的	佐伯地域の住民、福祉に関連する機関等がお互いに思いあえることで、佐伯地域の地域課題をわがこととし、地域の実情に沿った支え合いのしくみづくりを支援する。昨年度行なった小地域ごとのヒアリングをもとに、地域の実情に沿った支え合いのしくみづくりを支援する。
実施内容	(1) 福祉委員活動推進 ア 地域の福祉課題やニーズを発見し、課題解決のために近隣住民に働きかけ、地域で協力・連携することを目的とした福祉委員活動の推進 イ 福祉委員の役割や社協会費・共募募金活動等の協力依頼のため、玖島、友和、津田・四和、浅原の4地区と地域全体で福祉委員会議を開催(年2回) (2) 福祉施設等連絡会 ア 佐伯地域で施設間の交流・連携を図り、共通の課題を共有するとともに、今後の取組みについて検討する場としての福祉施設等連絡会の開催 イ 介護・福祉人材の確保にあたり、中学校、高校での福祉の魅力の発信 (3) 広報啓発活動 佐伯地域広報紙「ひまわり日和」の発行(年6回) (4) 各地域のコミュニティ支援 ア 玖島、友和、津田・四和、浅原のコミュニティ活動支援 イ 地域のつどい・サロンの運営及び活動支援 ウ 地域での支え合い体制づくりに向けた、地域課題についての協議の場への参画 (5) 心と心のハーモニーフェスタ実行委員会の事務局 心と心のハーモニーフェスタ実行委員会の運営支援を通じた、地域福祉の普及啓発 (6) 社会的課題解決に向けた地域の協議の場への参画
重点事項	福祉委員の在り方について令和6年度の調査を基に検討を進める。

14 (吉)ボランティアセンター活動推進事業	
目 的	吉和地域のボランティアを育成するとともに、地域住民や吉和小中学校の児童生徒との交流体験により、ボランティアへの関心と理解を深めることで、ボランティア活動者の増加を図る。また、住みやすい地域をつくるため、ボランティア活動を推進する。
実施内容	(1) ボランティア調整 (2) ボランティア活動保険などの各種保険の受付 (3) ボランティア吉和への活動支援 (4) 吉和小中学校の児童生徒を対象とした交流体験の実施

15 重 (吉)いきいき活動推進事業

目 的	関係機関と連携し、地域の課題やニーズの把握に努め、地域の中で解決できるよう支援するとともに、地域のつながりやふれあい、地域内外の交流を図り、生涯暮らし続けられる地域づくりを目指す。
実施内容	(1) 「生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会」の開催・活動支援 ア 会議の開催支援(年1回) イ 吉和地域全域を対象に7地区(集会所単位)での地域懇談会の開催 (2) ひとり暮らし等高齢者懇談会「あつまろう家」実行委員会への助成及び支援 ア あつまろう家実行委員会の会議の開催支援(年2回) イ ひとり暮らし等高齢者懇談会「あつまろう家」の開催支援(7月・3月) (3) 吉和地域広報紙「ぬくもり」の発行 ア 毎月発行 イ 社協の取り組みや、地域団体の活動の紹介など地域内外への情報提供 (4) 葬儀用品の貸出 (5) 福祉関係団体に「たすけあい号」(車両)の貸出 (6) よしわふれあいフェスタ(仮称)の開催 ア よしわふれあいフェスタ(仮称)実行委員会への参加(会議年4回) イ よしわふれあいフェスタ(仮称)の開催(11月上旬)
重点事項	同日開催していた、「すこやかプラザまつり」「吉和文化祭」に加え、翌日等に開催している「吉和ウォーキング」や「マルシェ」などのイベントを一つの祭りとして「よしわふれあいフェスタ(仮称)」を開催し、地域住民の参加によるつながりとふれあい、地域内外との交流を図り、生涯暮らし続けられる吉和地域づくりを推進する。

16 (吉)多機能サロン実施事業

目 的	障がいや高齢、認知症、子育て中の親子などさまざまな人の居場所、行き場づくりとして行い、地域や自宅で孤独を感じず、心身ともに健康的な生活を送ることができる環境をつくる。
実施内容	(1) 誰もが参加できるサロンの開催 ア 多機能サロンの開催(原則火曜日・年間15日) イ 食事づくり・モノづくり(折り紙等)・レクリエーション(ハンドベル・障がい者スポーツ等)の実施

17 (大)ボランティアセンター活動推進事業

目 的	ボランティア体験を通じ、障がい・福祉についての理解を深め、さまざまな年代のボランティア活動者を増やす。また、地域住民同士の助け合いが広がることで、災害時などいざという時手が差し伸べられる人を増やす。
実施内容	(1) ボランティア登録・調整・相談業務 (2) 新規ボランティア人材の開拓 職域での福祉体験学習(きっかけづくり講座)の実施やボランティア養成講座等の開催(年1回) (3) 地域ボランティア広報紙「ボランティアニュース」発行(年6回) (4) 大野ボランティア連絡協議会への活動支援及び情報提供 (5) 大野ボランティア連絡協議会、地域団体との連携

18 重 (大)ふれあいのまちづくり推進事業

目 的	地域の福祉を推進する関係機関等と連携し、さまざま取り組みや活動を協働することで、現行の
-----	---

	福祉サービスだけでは解決できない福祉ニーズを、地域の中で解決できるよう新たな取り組みやしきみを考え、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができる住民主体の地域づくりを進める。
実施内容	(1) 福祉部会概況調査の実施 (2) 地域福祉推進委員会の開催(年2回) (3) 地域福祉推進研究協議会の開催(年1回) (4) 各種地域活動への助成 ア 一般会費地区交付金 各区に一般会費の7割を交付し地域福祉活動を推進 イ 地区福祉活動費助成 (ア) 地域の高齢者や障がい児者、子どもを対象に行われる大野地域の区の自主活動による支え合いの活動に対し、その経費の一部を自主活動費として助成 (イ) 地域の高齢者や障がい児者、子どもを対象に行われる大野地域の区の福祉部会による支え合いの活動に対し、その経費の一部を福祉部会活動費として助成 (ウ) 地域の高齢者や障がい児者、子どもを対象に行われる大野地域のサロン活動に対し、その経費の一部をサロン開催費として助成 (5) 地区給食サービスへの助成 区の福祉部会が地域のボランティアを募り、地区の一人暮らし高齢者及び障がい者世帯に、食事の提供と安否確認を行う事業に対し、活動経費の一部を助成 (6) 環境美化活動(花いっぱい運動)の推進 (7) 福祉ふれあいまつり実行委員会の事務局運営及び助成 「大野福祉ふれあいまつり」の福祉部門を企画・運営する「大野福祉ふれあいまつり実行委員会」への助成及び運営支援を通じた、住民に対する福祉啓発 (8) 大野地域広報紙「ふれまちだより」の発行(偶数月) (9) 車いすの貸出
重点事項	生活支援体制整備事業と連携強化を図り、大野地域福祉推進委員会(第2層協議体)の活動を積極的に推進するため、先進地事例や大野地域内の取組みを共有するなど地域の福祉課題解決に向けた新たなアイデアや手法を導入し、地域の福祉課題に関する議論を深め、具体的な解決策を模索する場を提供する。 また、大野地域広報紙「ふれまちだより」を作成し活動内容を住民に分かりやすく伝え、理解と協力を得るための広報を行う。さらに、サロンなどを通じて住民間のつながりを深め、共助の意識を高め、地域福祉活動への参加を呼びかけ、住民一人ひとりが主体的に関わるしくみ作りを検討していく。

19 (大)高齢者等移送サービス事業

目的	通院や買物などの日常生活の利便向上や社会参加の促進を図るため、公共交通機関不便地域を対象として、巡回車両を運行する。
実施内容	(1) 偶数月第2火曜日に、渡ノ瀬～大野支所間の往路・復路の車両運行(利用料1,500円。事前予約制。)

20 (宮)ボランティアセンター活動推進事業

目的	ボランティアが育つ地域づくりを推進する。福祉についての理解を深めてもらうとともに、学校で実施される福祉学習などに協力、活動助成を行う。
実施内容	(1) ボランティア登録・調整・相談業務 (2) ボランティア活動保険等の取扱事務 (3) 活動の連携 ア 宮島こども園(地域ふれあいフェスタ、街頭募金)

	イ 宮島小学校(地域ふれあいフェスタ、認知症サポーター養成講座、宮島福祉センター施設見学) ウ 宮島中学校(地域ふれあいフェスタ) (4) 福祉教育活動費助成(宮島こども園、宮島小学校、宮島中学校)
--	---

21 (宮)福祉コミュニティ支援事業

目 的	関係機関と連携し、誰もが安心して、生きがいを持ちながら暮らしていける地域にしていける「福祉のまちづくり」を推進する。
実 施 内 容	(1) 紙門松配付事業 新生活運動の一環として、宮島地域各町内の全世帯に紙門松を配付 (2) 歳末みまもり事業 年末に緊急連絡票を提出しているひとり暮らし高齢者等を対象に、厳島神社協力のもと見守り活動や困りごとの把握を兼ねた赤飯等の配付 (3) 福祉団体への支援 ア 福祉団体等活動助成(2 団体) イ 事務局支援(3 団体)

22 重 (宮)高齢者自立支援事業

目 的	ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、介護予防・健康増進に努め、孤立感緩和や閉じこもりを解消する地域見守り活動の役割を担った事業を実施する。
実 施 内 容	(1) 高齢者給食サービスの実施 サロンのな食事会を開催(年6回) (2) ひとり暮らし高齢者懇談会の実施 サロンのな食事会を行うとともに、住民が関心のある講演会を開催(年2回) (3) あんしんほっとコールの実施 おはようコールによる、安否確認や健康状態の把握
重 点 事 項	(1) 高齢者給食サービス、ひとり暮らし高齢者懇談会 新たな参加者を増やすため、開催の在り方も含めて参加者にアンケートを実施する。 (2) あんしんほっとコール あいとぴあや行事等で説明を行うとともに、地域包括支援センターやケアマネジャー等にも案内してもらい、利用者の増加につなげる。

基本目標 3

職員の資質向上、魅力ある組織づくり、持続可能な財政基盤づくりを進めます

2025年問題などによる、要支援者の増加及び福祉人材の不足の影響は、本会にも及んでいます。

そして、福祉ニーズの多様化はさらに進んでおり、これらに柔軟に対応できる事務局体制の構築が重要となっています。

そのため、計画的な職員採用、効果的な人員配置及び職員の資質向上の取組みを、さらに積極的に進める必要があります。

これらを総合的かつ効果的に推進するため、法人の運営に係るさまざまな事業を、法人運営事業に統合し、安定的で持続可能な運営体制の構築に向けた取組みを継続します。

さらに令和7年度は、本会の中期計画である地域福祉活動計画及び中期経営計画の最終年であるため、法人全体で丸となって両計画の目的達成に努めると同時に、計画終了時の評価、最新の福祉課題及び動向の把握及び本会の運営状況の客観的な分析を踏まえ、次期中期計画の策定に取り組めます。

この基本目標に向けて実施する事業は次のとおりです。

事業名	第2次中期経営計画との 関連性	予算額 (千円)	財源			
			自 主	補 助	委 託	そ の 他
1 ㊦ 法人運営事業	全般	156,270	○	○		
2 事務局運営事業	経営方針Ⅰ／目標2・3 経営方針Ⅱ／目標1～3 経営方針Ⅲ／目標1・2	1,270	○			
3 総合相談支援体制強化事業	経営方針Ⅰ／目標1～3	—				
4 吉和福祉センター・宮島福祉センター管理事業	経営方針Ⅲ／目標1	31,500			○	

各事業の詳細については、次のとおりです。

1 ㊦ 法人運営事業	
目 的	法人の運営に係る事業を統合し、役員評議員会の積極的な経営参画、職員の確保及び人材育成、安全な基金の運用、事務の効率化の推進などにより、安定的かつ持続可能な法人運営を推進する。 さらに令和7年度は、本会の中期計画である地域福祉活動計画及び中期経営計画の最終年であることから、両計画の最終評価と次期計画の策定に取り組む。
実施内容	【法人運営】 (1) 組織体制・事務環境の整備・運用 ア 評議員会、理事会、正副会長会議、役員3部会(総務・財務・事業)の開催 イ 定款、就業規則、規程等の改廃 ウ 人事管理(採用、退職、異動及び人事考課等) エ 労務管理(給与支給事務、退職金積立・支給事務、社会保険事務、労使協定の締結等) オ 給与計算・会計事務用ソフトウェア及び事務機器等の維持管理 カ 車両管理 キ 事務所長会議の運営

	ク 各種表彰事務 ケ 名義使用に関する事務 (2) 財務管理及び財源の確保 ア 会計事務(日次・月次処理、決算、予算管理、基金(積立金)の運用など) イ 監査の実施 ウ 委託・補助事業等の契約の統括 エ 補助金交付申請・精算 オ 会費、寄付金の事務統括 【人材育成】 (1) 広島県社会福祉協議会などが開催する研修への職員の受講促進(年1~2回/人) (2) 職員全体研修・全体会議の開催 (3) 役員評議員研修会の実施及び外部研修への参加促進 (4) 市地域包括支援センターへの職員派遣 【中期計画の策定・評価】 (1) 第3期地域福祉活動計画の最終評価及び第4期地域福祉活動計画の策定 (2) 第2次中期経営計画の最終評価及び第3次中期経営計画の策定
重点事項	地域福祉活動計画及び中期経営計画の最終評価を実施し、次期両計画を策定する。

2 事務局運営事業

目的	効果的かつ効率的な事業推進のため、自主財源の確保及び事務環境を整備し、事務所を適正に運営する。
実施内容	(1) 事務局及び各事務所の管理運営 (2) 車両や事務機器(PC・複合機・電話機等)の維持管理 (3) 消耗品管理 (4) 会員(一般会員・団体会員・賛助会員)の加入促進及び受付 (5) 寄附金(一般寄付、香典返し)の受付
重点事項	廿 社協活動への理解を求め、自主財源の確保のための広報活動やインターネットでの会費・寄付の募集に取り組む。 佐 社協の存在を地域に知ってもらうため、サロン訪問等、地域に出ていく場面で積極的に社協のPRを行い、会費や寄付、共同募金についての使途を周知する。 吉 地域住民に社協の地域福祉活動の理解を深め、会費・寄付金の収入目標を達成させ、自主財源の確保に努める。 大 事務の効率化・適正化を図るとともに、自主財源確保に努める。 宮 自主財源確保に向け、本会の取組内容を周知し、福祉への理解や関心を促すような情報発信や分かりやすい広報に努める。

3 総合相談支援体制強化事業

目的	複合的な課題を抱える世帯等に対して、部門横断により課題の解決や地域生活支援を行うための総合相談支援体制の強化を目的に組織内の協力体制の構築等に取り組む。
実施内容	(1) 総合相談体制強化に向けた協力体制の構築 ア つながる会議(地域福祉課・生活支援課:隔月) (2) 協議体制の推進 ア 係内会議(地域福祉課2係・生活支援課2係:毎月) イ 係長会議(4係の係長会議:毎月) ウ 実務者会議(全事務所の実務者:毎月) (3) 総合相談体制の企画 ア 主任会議(主任級職員:隔月開催)

	イ 総合相談支援体制強化のための企画(しくみづくり、研修立案等)を検討する。 ウ SNS(YouTube、Instagram等)の活用、AIによる広報原稿や会議録の校正ツール導入について検討する。
--	--

4 吉和福祉センター・宮島福祉センター管理事業	
目 的	施設利用を通じて、利用者・団体の相互の出会い、ふれあい、学びあいの場となり、健康と福祉の活動の輪が地域につながり、より拡大され、地域の福祉を支える拠点施設とする。
実 施 内 容	(1) 施設を安全に快適に利用いただくよう、施設、設備及び物品の維持管理、修繕業務 (2) 使用許可等に関する業務 (3) 福祉・保健のための各種事業
重 点 事 項	吉 指定管理者として引き続き指定管理業務を請け負い、関係機関と連携し地域の拠点づくりに努める。
	宮 市民が安心・安全に施設利用ができるよう、施設・設備の保守点検及び計画的な修繕を行う。